

「虐待される人」「虐待してしまう人」 の両方を救うために

養護者への支援も大切です

障害者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。



養護者に対するサポート例



<負担を軽くする>

障害者の短期入所など障害福祉サービスの利用で、養護者の障害者介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

<知識や技術を増やす>

障害に関する介護への知識や技術不足が虐待につながらないように、専門家の助言や指導によって、障害への正確な知識や情報などを提供する。

<心のケアをする>

カウンセリングの利用や家族会への参加などで、精神的に追い詰められた養護者の心をいやし、家族関係の回復にもつなげていく。

<専門的な支援をする>

病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。

「市町村障害者虐待防止センター」にご相談ください!

障害者の虐待にかかわる通報や届け出、支援などの相談は、市町村障害者虐待防止センターまでお寄せください。障害者の虐待をなくすために、あなたのご協力をお願いいたします。



古河市障害者虐待防止センター（障害福祉課内）

【所在地】〒306-0221 古河市駒羽根1501

【電話】フリーダイヤル 0120-063801

【FAX】0280-92-7564

【メールアドレス】shogai.fukushi@city.ibaraki-koga.lg.jp

夜間（17:15～翌8:30）・休日（終日）は、委託先の相談支援事業所へ転送されます。

使用者による虐待の場合には、茨城県障害者権利擁護センターにも通報できます。【電話】029-353-8663

このリーフレットは、厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」をもとに作成しました。



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



この冊子は環境に配慮し、古紙配合率100%の再生紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載 ©東京法規出版

M19